部長、参事官及び所属長　　情 管 発 第８７号
殿　　令和８年５月20日
情 報 通 信 部 長　　５年保存（口訓）
本　　部　　長

高知県警察デジタル化施策総合戦略推進本部設置要綱の制定について（通達乙）

警察行政のデジタル化の取組を強力に推進するため、「高知県警察デジタル化施策総合戦略推進本部設置要綱の制定について（通達乙）」（令和７年５月８日情管発第76号。以下「旧通達乙」という。）により、高知県警察デジタル化施策総合戦略推進本部を設置しているところであるが、令和８年度の機構改革に伴い、別添のとおり「高知県警察デジタル化施策総合戦略推進本部設置要綱」を制定したので、誤りのないようにされたい。

情報通信部長にあっては、協力をお願いする。

なお、この通達乙の実施をもって旧通達乙は廃止する。

別添

高知県警察デジタル化施策総合戦略推進本部設置要綱

第１　設置

県警察における警察行政のデジタル化の取組を一層強力に推進させるため、県本部に高知県警察デジタル化施策総合戦略推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

第２　組織

推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

本部長　　本部長

副本部長　警務部長

本部員　　生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長、首席監察官、総務参事官、人身安全対処参事官、組織犯罪対策参事官及び学校長

第３　推進本部の職務

１　本部長は、推進本部を代表し、その事務を統括する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　本部員は、本部長の命を受け、それぞれの職務に応じて推進本部の事務に参画するものとする。

第４　推進本部の所掌事務

推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

１　県警察における警察行政のデジタル化の取組に関すること。

２　１に掲げるもののほか、デジタル化推進に関する重要な事項に関すること。

第５　運営

１　本部長は、必要に応じて高知県警察デジタル化施策総合戦略推進本部会議（以下「推進本部会議」という。）を開催し、その議事を主宰する。

２　本部長は、特に必要と認めるときは、オブザーバとして構成員以外の者を推進本部会議に出席させることができる。

第６　下部組織の設置等

１　本部長は、必要に応じ、推進本部の下に部会等を置き、専門的に調査、検討等をさせることができる。

２　部会等に関する部会員等は、本部長が定める。

３　部会等は、必要に応じて推進本部と調整等を行うものとする。

第７　庶務

推進本部の庶務は、情報管理課が行う。